



平成30年9月
(創刊昭和50年11月)
第168号

編集・発行
茨木市農業委員会
茨木市駅前三丁目8番13号
Tel 620-1677(事務局)

農業委員会だより
担当手への農地の利用集積・
集約化等について

管内の農家数は、前年度の活動計画に対する実績の点検・評価をもとに、次とおり決定しました。

認定農業者は139経営体ですが、農業従事者の高齢化、後継者不足により農業人口が減少する中、認定農業者等の担当手を確保することが難しくなっています。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、1経営体を目指します。

遊休農地及び違反転用への対応について

管内の農地面積は、ふるさと農業再生統計等に基づき算出)のうち、遊休農地の割合は54% (3.09 ha) となっています。

農家の高齢化や後継者不足の問題、非農家への相続等により、近年、遊休農地は増加しています。

委員会及び都市農政対策委員会を中心

に、農地パトロールを行い、地域毎に

遊休農地の発生防止及び違反転用の未然防止に努めるとともに、遊休農地

(1 ha) の解消を目指します。



挨拶する大上農業委員会会長

委員総会(全景)

農業委員会委員総会を開催 平成30年度農業委員会活動計画を決定

農業委員会は、4月26日、市役所南館において、福岡市長、桂市議会議長、岡本茨木市農業協同組合代表理事組合長、大塚副市長、吉田産業環境部長を来賓に迎え、茨木市農業委員会委員総会を開催しました。

当日は、平成29年度の茨木市農業委員会活動の報告とともに、平成30年度茨木市農業委員会活動計画を議決しました。

平成30年度活動計画は、前年度の活動計画に対する実績の点検・評価をもとに、次とおり決定しました。

認定農業者は10経営体、大阪版認定農業者は139経営体ですが、農業従事者の高齢化、後継者不足により農業人口が減少する中、認定農業者等の担当手を確保することが難しくなっています。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、1経営体を目指します。

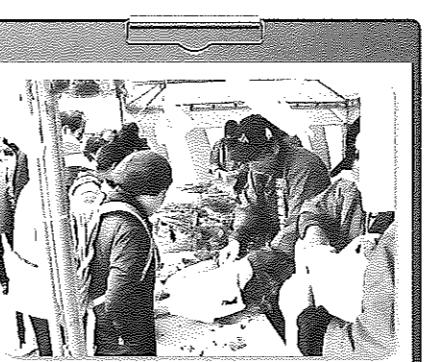
農家の高齢化や後継者不足の問題、非農家への相続等により、近年、遊休農地は増加しています。

委員会及び都市農政対策委員会を中心

に、農地パトロールを行い、地域毎に

遊休農地の発生防止及び違反転用の未然防止に努めるとともに、遊休農地

(1 ha) の解消を目指します。



第44回 農業祭

~都市と農村のふれあいを求めて~

11月17日・18日開催

当は、農林産物品評会や展示販売、各種アトラクション等を予定しています。

皆様お誘い合わせの上、ご参加ください。

開催日

11月17日(土) 午前9時～午後4時
11月18日(日) 午前9時30分～午後3時

会場

市役所前中央公園 南・北グラウンド

茨木市農業委員会では、7月に開催された定例会で、農地の権利取得にあたっての下限面積について、引き続き20 aを維持することを決定しました。

合意による解約が成立した場合は、その日の翌日から数えて30日以内に通知書を農業委員会に提出してください。

また、農地の使用貸借の解約については、農地法上の決まりはありませんが、その権利については農地法

せんが、その権利については農地法

平成34年には約9割の生産緑地で都市計画の告示後30年が経過し、いつも（理由なく）買取り申出が可能となります。しかし30年経過した生産緑地については、新たに相続税納税猶予制度等の適用が認められず、固定資産税も5年間で段階的に引き

特定生産緑地制度の創設

A 1..追加指定はいつでも受け取ることができますが、7月末までの申請受付分は今年度指定となり、7月末を過ぎた受付分は来年度以降の指定となります。

A 2..生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後となります。

A 3..農地として管理することにより規制されることはありませんか？

A 4..いつでも買取り申出可能なか？

A 5..現在市において調整中ですか？

Q 1..生産緑地の指定はいつでも受け取ることができますか？

Q 2..生産緑地の追加指定を受けた場合、市への買取り申出ができますか？

Q 3..生産緑地の指定を受けることはありますか？

Q 4..特定生産緑地の指定を受けてから10年経過後はどうなるのか？

Q 5..特定生産緑地指定の受付はいつからですか？

A 1..追加指定はいつでも受け取ることができますが、7月末までの申請受付分は今年度指定となり、7月末を過ぎた受付分は来年度以降の指定となります。

A 2..生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後となります。

A 3..農地として管理することにより規制されることはありませんか？

A 4..いつでも買取り申出可能なか？

A 5..現在市において調整中ですか？

主な問合せ内容



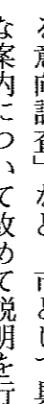
主な問合せ内容



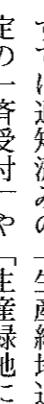
主な問合せ内容



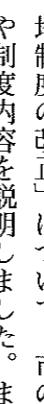
主な問合せ内容



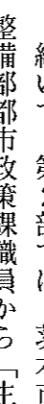
主な問合せ内容



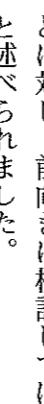
主な問合せ内容



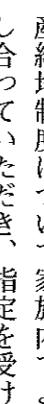
主な問合せ内容



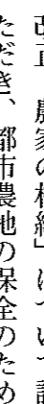
主な問合せ内容



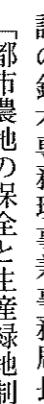
主な問合せ内容



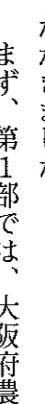
主な問合せ内容



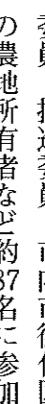
主な問合せ内容



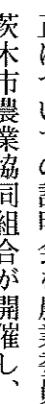
主な問合せ内容



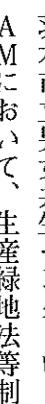
主な問合せ内容



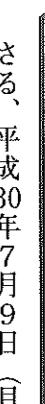
主な問合せ内容



主な問合せ内容



主な問合せ内容



主な問合せ内容



主な問合せ内容



主な問合せ内容



主な問合せ内容



主な問合せ内容

主な問合せ内容

